介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘 案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。
- ■介護報酬の基本的な算定方法

サービスごとに算定した単位数



1 単位の単価 サービス別、地域別に設定 10円~11.40円



事業者に支払われる サービス費 1割、2割又は3割は 利用者の自己負担

(根拠)指定居宅サービスの費用の額の 算定に関する基準(告示)等 (根拠)厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)

■1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	①70%	11. 40円	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円
	255%	11. 10円	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
	345%	10. 90円	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

- ①訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護
- ③通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設 介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護